

「みんなの伝言板」運用規程

(趣旨)

第1条 本規程は、町の広報紙「広報とうごう」の紙面上で、町民団体等の催し等の情報を掲載するコーナーである「みんなの伝言板」（以下「伝言板」）の運用について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 「伝言板」は、町民団体等の催し等の情報を広く町民に周知することで、団体等の活動を支援し、町民の交流を促進することを目的とする。

(掲載の制限)

第3条 掲載を希望する情報が次のいずれかに当てはまる場合、又は当てはまると誤解を受けるおそれがある場合は掲載しない。

- (1) 法令等に違反、抵触する場合。
- (2) 公序良俗に反する場合。
- (3) 人権侵害となる場合。
- (4) 営利性がある場合。
- (5) 政治性や宗教性が強い場合。
- (6) 虚偽、誇大表現、誤認のある場合。
- (7) 他者を誹謗、中傷、排斥する場合。
- (8) 他者に不利益を与える場合。
- (9) その他、掲載が適当でないと町長が認める場合。

(掲載申請)

第4条 「伝言板」の申請は、掲載する催し等の主催者のみが行える。

(掲載申請者)

第5条 申請者は、所定の申請書に必要事項を記入し、掲載を希望する広報紙の発行日の2ヶ月前の1日（1日が役場の閉庁日の場合は、それ以後の最初の開庁日）から末日（末日が役場の閉庁日の場合は、それ以前の最後の開庁日）までに広報担当課へ提出することとする。

- 2 申請は、広報担当課窓口へ申請書を持参、若しくは広報担当課に申請書を郵送又はファックスで送信、若しくは広報担当課のEメールアドレスに申請に必要な事項を送る方法で行うこと。窓口を持参する以外の申請方法を取った場合は、申請者が申請期限までに広報担当課に電話をし、申請した旨を伝えることとする。

- 3 申請者は、町の求めに応じて校正等について適切に対応するものとし、これがなされない場合は情報を掲載しない。
- 4 申請者が、悪意を持って虚偽等の情報を記載したと町が判断した場合、以後、同一申請者からの申請を認めない。

(情報の掲載)

第6条 町は、情報を広報紙の紙面スペース等に適合させて掲載するため、必要な編集を行った上で掲載することがある。

- 2 広報紙への掲載件数は最大9件とする。ただし、紙面スペース等の都合上、申請件数が9件以下でも掲載できない場合がある。
- 3 申請は先着順とし、掲載可能件数を超えた場合は受付を停止する。ただし、停止以降は、先着順に補欠番号を付す。申請期限内、当月の申請の合計件数が掲載可能件数に満たない場合、空き枠に応じて補欠番号順に掲載する。
- 4 同様の内容の申請が再度あった場合は、2回目以降の申請には先着順に第2補欠番号を付す。申請期限内、当月の申請及び補欠受付の合計件数が掲載可能件数に満たない場合、空き枠に応じて第2補欠番号順に掲載する。

(掲載回数の制限)

第7条 同一の個人・団体の掲載は1年度につき3回までとする。

(個人情報の保護)

第8条 町は、本制度の運用によって得た個人情報を、本制度に関する事務以外には利用しない。また、東郷町個人情報保護条例（平成16年12月24日条例第40号）の規程に基づき適切に取り扱い、保護する。

(運用に係る責任の所在)

第9条 本制度の運用で申請者に不利益や損害が生じても、町は一切その責任を負わない。

- 2 本制度の運用で情報を受け取った利用者に不利益や損害が生じた場合、その責任は申請者が負うこととする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。